

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集方法

(1) 意見募集期間

平成 29 年 3 月 28 日（火）～平成 29 年 4 月 26 日（水）

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページに掲載、記者発表

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 : 3 通

内訳	郵送	ファックス	電子メール	計
個人	0	0	3	3
団体	0	0	0	0
計	0	0	3	3

(2) 整理した意見の総数 : 4 件

(3) 意見と意見に対する考え方について : 別紙のとおり

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集(パブリックコメント)実施結果について

No.	御意見		意見に対する考え方	意見 件数
	該当箇所	意見内容		
1	全般に関すること	告示試験方法についてJIS化を行わないのはなぜですか。	JISは、日本国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格であり、悪臭防止法の規制基準に適合するか否かを判定する目的である当該測定法とは主旨が異なります。	1
2	全般に関すること	各物質についてLC-MS/MS,IC-MS/MS,GC-MS/MS等の最新の試験方法を許可しないのはなぜですか。また、固体捕集は不可能なのでしょうか。	「特定悪臭物質の測定の方法」として、新たに採用が可能な分析手法については現在調査を進めているところです。調査の結果を踏まえ検討してまいります。	1
3	全般に関すること	アンモニアの測定方法(別表第1)のうち、敷地境界線における濃度の測定について、JIS k0099よりイオンクロマトグラフが追加されるとのことですが、排ガスとの整合性をとるためだと思いますが一方JIS k0102(環境測定 水質のJIS)のアンモニアの測定では流れ分析法も採用されています。JIS K0099 もK0102もほとんど同じ原理だと思います。流れ分析法は追加の検討はされないのでしょうか？	特定悪臭物質のうち硫黄系四物質以外は、排出水中の悪臭物質の濃度と大気中に蒸散した当該悪臭物質との濃度の関係が明らかでないため、排水に関する基準(3号基準)が定められておりません。そのため、アンモニアについては排水の測定法を定めておりません。今後も引き続き調査研究を行い、基準の策定に向けて、検討してまいります。	1
4	その他に関すること	政策に関する提言	ご意見の内容は今回のパブリックコメントの対象外となりますが、悪臭防止行政に関するご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	1